

御所市多世代同居補助金

～御所市で家族仲良く～



《申請等の手引き》

御所市ホームページ

<http://www.city.gose.nara.jp>



御所市役所 住宅課

~~~~~

## 1. この補助金の趣旨

多世代同居を目的として住宅リフォーム工事をした若年夫婦等に対し補助金を交付することにより、多世代間の交流又は協力をしやすい環境を整備し、若年夫婦の御所市への定住促進を図るものです。

~~~~~

2. 御所市多世代同居補助金における用語の説明

- ・若年夫婦 …夫婦どちらかが50歳以下である夫婦をいいます。
 - ・親等 …若年夫婦の父、母、祖父、祖母等、直系尊属に該当する人をいいます。
 - ・同居 …本市の住民基本台帳に同一世帯の住民として記録され、かつ生活の根拠があることをいいます。
 - ・住宅 …玄関、居室、台所、便所、浴室を有し、かつ、利用上の独立性を有する家屋をいいます。
 - ・リフォーム …住宅の増築、改築、改装又は修繕をいいます。
- ~~~~~

3. 補助対象者

補助対象者は、申請日現在において、次に掲げるすべての要件を満たす人になります。

- ① 若年夫婦の夫もしくは妻又は若年夫婦の親等のいずれかであること。
 - ② 若年夫婦と親等が同居するため、または同居を継続するために行うリフォーム工事の施工主であること。
 - ③ 世帯の構成員が、補助金の交付日から5年間、対象となる住宅に同一世帯として同居すること。（やむをえない事情がある場合を除く。）
 - ④ 世帯の構成員すべてに市税等の滞納がないこと。直近の市町村税が他市町村で課税されている場合は、当該市町村の市町村税について滞納がないこと。
 - ⑤ 対象者世帯の構成員が、生活保護その他の公的扶助又は当該住宅に係る本市のほかの補助等の申請をしていない又は交付を受けていないこと。（介護保険の住宅改修については同一の工事に対する支給の申請をしていない又は給付を受けていないこと。）
 - ⑥ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
 - ⑦ 申請者とその世帯員全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号）でないこと。
- ~~~~~

4. 補助対象住宅

補助対象住宅は、次に掲げるすべての要件を満たす住宅となります。

- ① 御所市内に所在していること。
- ② 補助対象者世帯の構成員でない者が所有権を有していないこと。
- ③ 申請日までの間に所有権の保存又は移転登記が完了していること。ただし、未登記家屋の場合は、固定資産税台帳に登録されていること。
- ④ 過去にこの補助金の対象となっていないこと。
- ⑤ 借地上に建っている場合は、当該借地の所有者から工事の同意を得ていること。
- ⑥ 別荘など一時的に利用するものではないこと。
- ⑦ 賃貸または販売その他の営利目的に利用するものでないこと。

5. 補助対象工事

補助金の対象となる工事は、建物本体の居住部分に対して行うリフォーム工事で、建築基準法その他の法令に適合していることが必要です。また、申請した年度内に工事が完了し、実績報告を行えることが要件となります。

なお、次に掲げるものは、補助金の対象となりません。

- ① 対象者世帯の構成員が自ら施工するもの又は対象者世帯の構成員が代表である事業者が施工するもの
- ② 店舗、事務所、作業所その他居住の用に供さない部分に係る工事
- ③ 建物の解体のみを行うもの
- ④ 公共事業に伴う補償の対象となるもの
- ⑤ 火災保険又は損害保険の保険給付金の対象となるもの
- ⑥ 土地の購入又は敷地造成に係るもの
- ⑦ 浄化槽設置工事又は下水道接続工事
- ⑧ 門、塀その他の外構工事
- ⑨ 造園工事
- ⑩ 物置、車庫若しくは駐車場の設置、修理又は交換
- ⑪ 防犯若しくは防災機器の設置、修理又は交換
- ⑫ 太陽光発電装置等の設置、修理又は交換
- ⑬ 白蟻等の駆除のための消毒又は薬剤散布
- ⑭ ハウスクリーニング
- ⑮ 工事用機械又は器具、家具、家庭用電気機械等の購入に係るもの
- ⑯ その他市長が不適当と認めるもの

.....

6. 補助金の額等

補助対象となる工事にかかる経費の 2 分の 1（千円未満切り捨て）を補助します。補助金の上限額は 50 万円です。

補助金の交付決定を受けた後に着手するリフォーム工事に対し、一度限り交付されます。

.....

7. 申請に必要な書類等

申請される方は、御所市多世代同居補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市の担当課に提出してください。（①～⑦は必須、⑧⑨は必要な場合のみ）なお、各証明書については、発行日からおおむね 3 ヶ月以内のものを添付してください。

- ① 誓約書（様式第 2 号）
 - ② 同意書（様式第 3 号）
 - ③ 若年夫婦と親等との続柄を証明する書類（戸籍謄本の写し又は戸籍全部事項証明書。すでに同居している場合は、住民票謄本の写し） ※担当課で確認できる場合は、省略可
 - ④ 補助対象住宅の位置図
 - ⑤ 補助対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書（未登記家屋の場合は固定資産評価証明書）
 - ⑥ 補助対象工事に要する経費の明細にかかる見積書
 - ⑦ 補助対象工事を行う予定の部分を確認できる現況写真
 - ⑧ 直近の納税証明書等（1 月 1 日以降に転入した者など、直近の市町村税が他市町村で賦課されている者のみ）
 - ⑨ その他市長が必要と認める書類等
-

8. 交付の決定及び通知

申請内容について市で審査（滞納調査など）し、補助金の交付または不交付の決定を行います。結果については、御所市多世代同居補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により、申請された方に通知します。

※ この交付決定の前に施工された工事は、補助金の対象となりません。

.....

9. 実績報告に必要な書類等

リフォーム工事が完了したときは、指定する期日までに、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市の担当課に提出してください。

- ① 世帯構成員が補助対象住宅の所在地に住民登録をしたことを証明する住民票謄本の写し ※担当課で確認できる場合は、省略可
- ② 補助対象工事に要した経費に係る領収書の写し
- ③ 補助対象工事を行った部分を確認できる現況写真
- ④ その他市長が必要と認める書類

10. 補助金交付額確定及び通知

実績報告の内容を市で審査し、補助金の交付額を確定します。確定額については、御所市多世代同居補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、通知します。

11. 請求の手続き

交付額確定通知書とあわせて御所市多世代同居補助金交付請求書（様式第7号）を送付します。請求書に必要事項を記入し、市の担当課に提出してください。

12. その他

補助金が交付された後に御所市多世代同居補助金交付要綱第13条（※）に定める補助金の取り消し事項に該当した場合には、交付した補助金の全部または一部について市から返還を求めることがあります。

（※）御所市多世代同居補助金交付要綱より抜粋

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

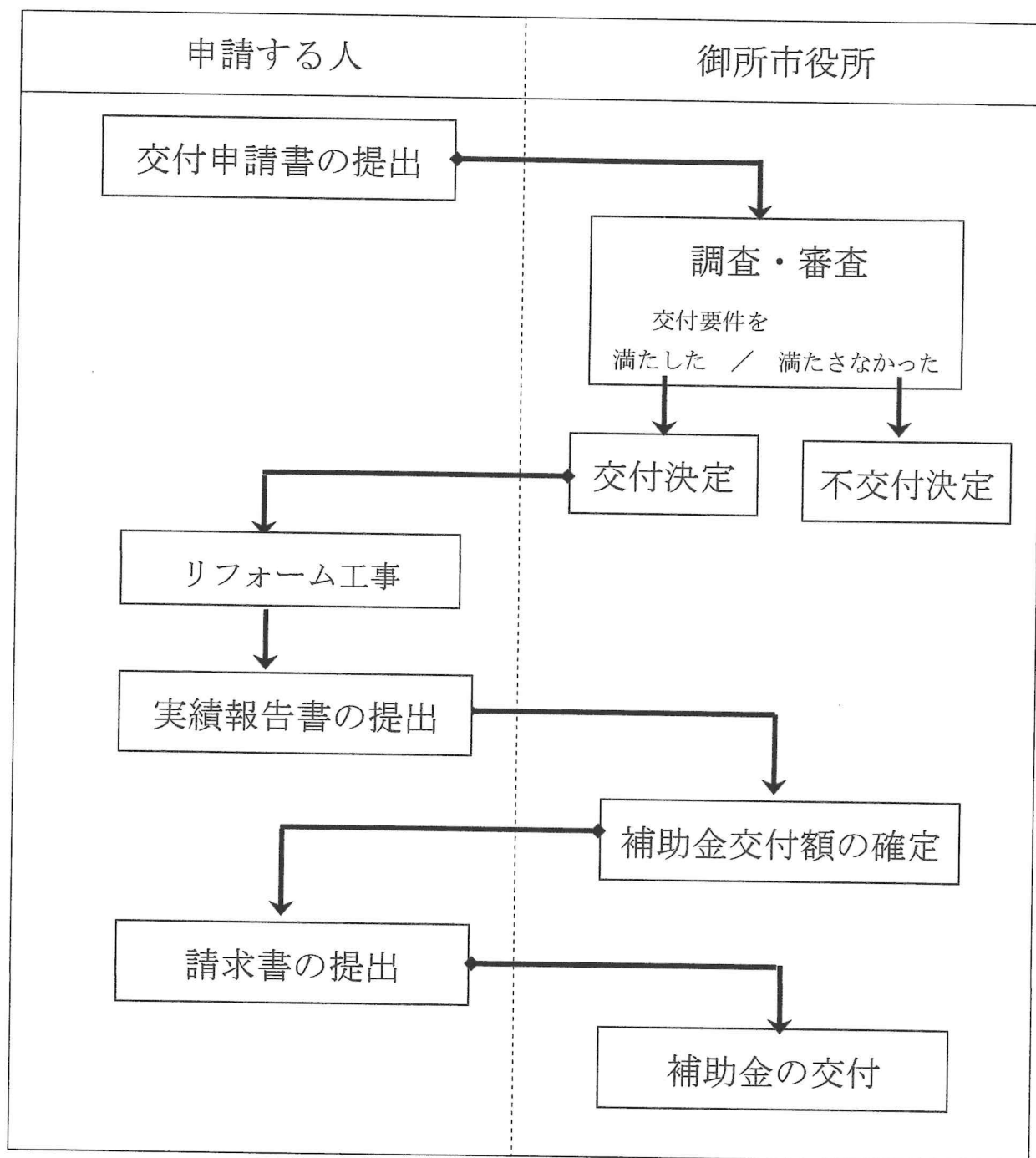
- （1）第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

《このパンフレットの「3. 補助対象者」の各項目を参照》

- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- （3）その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

【御所市多世代同居補助金 申請から交付までの流れ】



【お問い合わせ・窓口】

御所市役所 住宅課

ところ 〒639-2298

奈良県御所市1番地の3

でんわ 0745-44-3496

FAX 0745-62-5425